

第 57 号

令和 7 年度山梨県営電気事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度山梨県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度山梨県営電気事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「不足する額 7,544,674 千円」を「不足する額 8,544,674 千円」に「地域文化振興等積立金 3,440,353 千円」を「地域文化振興等積立金 4,440,353 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第 1 款 資本的支出	10,438,620 千円	1,000,000 千円	11,438,620 千円
第 9 項 繰 出 金	1,450,000 千円	1,000,000 千円	2,450,000 千円

第 3 条 予算第 5 条に次の 1 項を加える。

2 継続費の年割額を、次のとおり変更する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
				平成30年度	347,000千円		平成30年度	347,000千円
				令和元年度	540,000千円		令和元年度	540,000千円
				令和 2 年度	491,000千円		令和 2 年度	491,000千円
				令和 3 年度	778,000 千円		令和 3 年度	778,000 千円

1 資本的支出	1 水力発電所建設費	保川発電所建設事業	3,053,000 千円	令和 4 年度	202,000 千円	3,657,000 千円	令和 4 年度	202,000 千円
				令和 5 年度	376,000 千円		令和 5 年度	376,000 千円
				令和 6 年度	143,000 千円		令和 6 年度	143,000 千円
				令和 7 年度	132,000 千円		令和 7 年度	132,000 千円
				令和 8 年度	44,000 千円		令和 8 年度	546,000 千円
							令和 9 年度	57,200 千円
	5 事業外設備改良費	地域水素利活用技術開発事業	4,900,000 千円	令和 5 年度	396,000 千円	6,628,630 千円	令和 5 年度	396,000 千円
				令和 6 年度	1,666,000 千円		令和 6 年度	1,666,000 千円
				令和 7 年度	2,788,000 千円		令和 7 年度	2,788,000 千円
				令和 8 年度	50,000 千円		令和 8 年度	1,778,630 千円
						令和10年度	44,800 千円	

第 58 号

令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度山梨県流域下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(4) 建設改良費	1,951,395 千円	294,000 千円	2,245,395 千円

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	9,013,991 千円	105,757 千円	9,119,748 千円
第 2 項 営業外収益	4,498,409 千円	105,757 千円	4,604,166 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	8,973,798 千円	40,545 千円	9,014,343 千円
第 1 項 営業費用	8,905,952 千円	41,389 千円	8,947,341 千円
第 2 項 営業外費用	66,845 千円	△ 844 千円	66,001 千円

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,016,392 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,013,686 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,379 千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 105,526 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 928,705 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 862,628 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 49,308 千円」を「当年度分損益勘定留保資金

45,532 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	1,950,224 千円	294,000 千円	2,244,224 千円
第 1 項 企 業 債	425,000 千円	77,000 千円	502,000 千円
第 2 項 国 庫 補 助 金	929,865 千円	140,000 千円	1,069,865 千円
第 3 項 市 町 村 負 担 金	463,782 千円	77,000 千円	540,782 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	2,966,616 千円	291,294 千円	3,257,910 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,951,395 千円	294,000 千円	2,245,395 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	1,015,221 千円	△ 2,706 千円	1,012,515 千円

第 5 条 予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
建設改良費	425,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期	502,000千円	普通貸借又は債券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後に	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期

			おいては、 当該見直 し後の利 率)	限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。 る。			おいては、 当該見直 し後の利 率)	限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借 換えをすることができる。 る。
計	425,000千円				502,000千円			

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のように改める。

(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
1,392,012千円	6,454千円	1,398,466千円

第7条 予算第10条に次の1項を加える。

2 債務負担行為の期間及び限度額を次のとおり変更する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
峡東流域下水道建設事業に係る峡東浄化センター管理本館空調設備更新工事（笛吹市）について請負契約を締結すること。	令和8年度	120,000千円	令和8年度から 令和9年度まで	288,000千円